

八雲町からのお知らせ

◎臨時職員を募集します

町では次のとおり臨時職員を募集します。次の場所に備え付けの申込書に必要事項を記入(自筆)し、写真を貼り、添付書類とハローワークの紹介状を添えて総務課人事厚生係まで提出してください。

【申込書取得場所】

総務課人事厚生係、熊石総合支所、落部支所、相沼泊川出張所、函館公共職業安定所八雲出張所(申込書は町のホームページからもダウンロードできます)

《一般事務職員》

【募集人員】 1名

【応募資格】

①普通自動車運転免許を有し、八雲町内から通勤可能な方(AT限定可)

②ワード、エクセルなどパソコンの基本操作ができる方

【勤務場所】 建設課

【雇用期間】

10月1日～

令和2年3月31日

【勤務日】 月～金曜日

【勤務時間】

午前8時30分～

午後5時15分

【添付書類】 運転免許の写し

【業務内容】 一般事務

【賃金】 日額 6,600円

【特別賃金】 年間97日分

※初年度は減額されます。

【保険など】

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入

【申込期限】

9月13日(金)

午後5時15分まで

(郵送の場合は必着)

【試験予定日】

9月19日(木) 午後1時

【採用方法】

書類選考、適正試験、面接

試験

【問い合わせ先】

総務課人事厚生係

☎0137-62-2111



年金生活者支援給付金制度がはじまります

10月1日から、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給される年金生活者支援給付金制度が始まります。

給付金を受け取るためには、左記の要件を満たすとともに、請求書を日本年金機構(年金事務所)へ提出する必要があります。

【対象者となる方】

(1) 老齢基礎年金を受給している方

・65歳以上の老齢基礎年金を受給していること

・同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

・前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が879,300円以下であること

(2) 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が4,621,000円以下であること

※所得制限額は、扶養親族の数に応じて増額します。

【給付額】

右記(1)の場合、次の①、②を合算した額が支給されます。

①保険料納付済期間に基づく額(月額)≒5,000円

(※)×保険料納付済月数/480月

※毎年度、物価変動に応じて改定します。

②保険料免除期間に基づく額(月額)≒約10,834円

(※)×保険料免除月数/480月

※保険料の免除区分により異なります。

上記(2)の場合、次のいずれかの額となります。

①障害等級2級および遺族である者 5,000円(月額)

②障害等級1級である者 6,250円(月額)

【請求手続き】

(1) 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封された請求書(はがき)に必要事項を記入、押印の上提出してください。

(2) 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または役場および支所の窓口にて請求書を出してください。

【日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください】

日本年金機構(年金事務所)、厚生労働者および役場などの公的機関から、電話にて口座番号等を直接お聞きしたり、手数料等の金銭を求め

ることはありません。

万一、そのような不審な電話がかかってきた際は、役場または警察にご相談ください。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係

☎0137-62-2112

制度等を詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください

・給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092

(ナビダイヤル)

・函館年金事務所

☎0138-82-8002

【受付時間】

・月曜日

午前8時30分～午後7時

・火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時